

特集 ヨーロッパ統合研究への新たな視座

序 文

1990年代以降、EU はめざましい変化を積み重ねてきた。近時の話題である東欧諸国の加盟による東方への拡大だけではない。経済面では共通通貨ユーロの導入によって一つの里程碑がうち立てられ、さらに外交・安全保障や司法協力の分野においても政策共通化が進行中である。しかも、2000年末の EU 基本権憲章の政治宣言を経て、2004年の政府間会議では「ヨーロッパ憲法条約」の採択が示唆されている。さまざまな政策において国境の垣根がとりはらわれたのみならず、共通化は今や理念や価値の領域にまで及ぼされようとしている。

このような統合の著しい「拡大と深化」は、他方では制度、政策や正統性など多面におよぶ問題を顕在化させてきた。非効率的で不透明な意思決定プロセス、アドホックに共通化されたために生ずる政策相互間の矛盾、国民投票による条約批准の拒否を通じて明らかとなった欧州エリートと加盟国市民との距離などである。

このように壮大で複雑に入り組んだ統合の全体像を社会科学的に一挙に理解することは極めて難しい。しかし、個別的な接近方法には厳しい限界があるのも事実である。そこで、まずは既存の学問分野の手法を守りつつも、他の分野において提起されている問題を可能な限り正確に了解した上で、最も中心的な論点を明らかにする作業が必要不可欠であろう。本特集では、学際的な議論、対話を土台とし、現段階の EU がもつ特性や問題点を多面的に明らかにする論稿をあつめ、EU の社会科学的研究の現段階を示すことを試みる。

この特集に寄せられた諸論稿は、その草稿が2002年5月に東京大学で開催したシンポジウム「EU の将来——新たな視座」において報告され討議された。それをもとに各著者がさらに手を入れたものである。法律学、社会学、政治学、経済学のそれぞれの学問的手法によりながら、なお、それぞれに EU の新たな見方を模索する点で共通している。

法律学の視座からは中村民雄が「EU 憲法への視座」を論じる。これは歴史的に前例のない法秩序としての EU を、既存の統治体制の理念型との対比で静態的に語るのではなく、その動態を生じる内在的な特徴を、H.L.A.ハートの法秩序モデルに着想を得ながら、体系的に描こうとする。

臼井陽一郎は「EU の特異性と規範の進化」において、国民国家モデルによらずに、

特集 ヨーロッパ統合研究への新たな視座

規範進化のアリーナとしての EU の実績を把握しようとする。臼井は、EU における実例を用いながら、社会構成主義の立場にたって、規範進化の現象をディスコースの交換・集積に還元する概念枠組みを提示する。

比較政治の視点からは、平島健司が「EU 政体への接近」と題する論文で、開かれた EU の権限の上に形成されたヨーロッパの制度機構と私的主体間に生じた政治的空間を論じる。また小川有美は、「ヨーロッパ化する党派政治空間」において、EU という公共空間を「党派政治アプローチ (partisan approach)」から切り込み、事例としてブレアの EU 次元の「第三の道」戦略の失敗を分析する。宇野重規は政治哲学の視点から「ヨーロッパのデモクラシー」を論じる。そこではヨーロッパの歴史的個性の重要性に加えて、共産主義・社会民主主義・国民国家の 3 つの「終焉」の観点からヨーロッパ統合が分析される。

経済学の視点からは、マルティン・シュルツが「ユーロ経済と EU の基礎」を論じる。これは、欧洲経済通貨統合を通じて、多くのヨーロッパ諸国が従来の貿易重視の規制(緩和)政策から、金融財政政策に対する厳しいルールを設ける体制に転換したことを指摘し、その体制転換が経済成長を促すことを論じる。安藤研一は、「EU 製薬産業統合の経済学的分析」において、EU の製薬産業界を事例として取り上げ、その医薬品販売認証手続の整備の経緯を追いながら、EU の制度的発展の経済的論理を解き明かそうとする。

以上の諸論稿は、いうまでもなく試論であり、今後の研究の深化のために、ここに特集として公表する次第である。

編集責任者

中 村 民 雄